

【令和7年度介護職員等処遇改善加算の見える化要件について】

○職場環境要件の28項目のうち、本会が実施する取組項目の自社ホームページへの掲載

区 分	内 容
入職促進に向けた取組	・ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ・ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ・ 職場体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職場魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ・ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	・ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実等 ・ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入等
腰痛を含む心身の健康管理	・ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ・ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェック等の実施 ・ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	・ 厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活用等）を行っている。 ・ 現場の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している。 ・ 5 S 活動（整理・整頓・清掃・清潔・躰）等の実践による職場環境の整備 ・ 介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末等）の導入 ・ 介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資する ICT 機器（ビジネスチャットツール含む）の導入

やりがい・働き がいの醸成	・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による 個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ・ 地域包括ケアの一員としてモチベーション向上に資する、地域の 児童・生徒や住民との交流の実施 ・ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に 学ぶ機会の提供 ・ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を機会の 提供
--------------------------	---